

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第12号	
事故等名	旅客船さんふらわあにしき衝突(岸壁)	
発生年月日時刻	平成21年1月12日08時23分ごろ	
発生場所	阪神港大阪区第4区L4岸壁 (概位 北緯34° 37.8'、東経135° 24.4')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月15日神戸・地方事故調査官が船舶所有者に事故詳細及び損傷状況を照会、関係資料を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	
	旅客船 さんふらわあにしき 9,711トン 133431 関西汽船株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 二級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	左舷船尾に凹損 岸壁 角部コンクリート及びコーナー灯破損	
事故等の経過	本船は、旅客86人、車輛14台を積載して阪神港大阪区第4区に向かい、同区において左舷船尾に引き船1隻を取り、R5岸壁に向けて後進を始めた際に風勢が強まり、船尾が圧流されて対岸のL岸壁に接近した。 本船は、着岸不能と判断して、岸壁からの離脱を計ったが、突風によって操船不能となり、平成21年1月12日08時23分ごろ、左舷船尾がL4岸壁に衝突した。 当時天候は曇り、風速20m/sほどの西よりの突風が吹き、波高は約1mで、潮候は下げ潮の初期であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、引き船1隻を使用して着岸しようとしたが対岸の岸壁に圧流された際、突風の影響を受けて操船不能になった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、引き船1隻を使用して着岸作業中、対岸の岸壁に圧流された際、突風の影響を受けて操船不能になったため、岸壁に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項		